

## 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

令和2年 11 月

(LIBOR 関連抜粋版)

[主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、信託協会、生命保険協会、日本証券業協会]

### LIBOR 公表停止問題に係る進捗管理のあり方、及び ISDA プロトコルへの早期批准

- LIBOR については、今般、主要な金融機関に対して、令和2年6月に発出された「Dear CEO レター」に基づくモニタリングを実施し、LIBOR からの移行に向けた対応状況を確認させていただいた。例えば、内部的に進捗管理指標(KPI)を用いて進捗管理を行っている事例が見られた。金融庁としても、引き続き、モニタリングを通じて定期的に確認していく。
- 経営陣におかれても、例えば、LIBOR から代替金利指標へ移行した契約数といった定量的指標に基づく進捗状況の確認など、適時に進捗状況を把握する仕組みについて検討いただきたい。
- LIBOR 参照取引の中でも、国際スワップ・デリバティブズ協会 (ISDA) 準拠のデリバティブについては、ISDA プロトコル(※)が令和2年 10 月 23 日に公表された。今後、市場関係者による批准プロセスに入り、翌年 1 月 25 日に発効予定。  
(※) ISDA プロトコル：契約当事者間での相対交渉によらずに既存契約にフォールバック条項を適用するための付随契約
- ISDA プロトコルへの批准によるフォールバック条項の広範な利用が望ましい。FSB も、「プロトコルの広範かつ早期の批准を強く推奨する。」旨、声明を公表している。
- なお ISDA プロトコルへの批准は、あくまでもフォールバック条項の適用であり、LIBOR 公表停止問題への基本的な対応としては、代替金利指標への早期の「移行」が重要である。

[全国信用組合中央協会、労働金庫業界]

### LIBOR 公表停止問題に係る進捗管理のあり方、及び ISDA プロトコルへ

## の早期批准

- LIBOR については、令和2年 10 月に「LIBOR 利用状況にかかるアンケート調査」を実施した。LIBOR からの移行に向けた対応状況を確認するため、更に詳細な利用状況調査、モニタリングを通じた確認を実施する場合がありますので、ご承知おき願いたい。
- LIBOR 参照取引の中でも、国際スワップ・デリバティブズ協会 (ISDA) 準拠のデリバティブについては、ISDA プロトコル(※)が令和2年 10 月 23 日に公表された。今後、市場関係者による批准プロセスに入り、翌年 1 月 25 日に発効予定。  
(※) ISDA プロトコル：契約当事者間での相対交渉によらずに既存契約にフォールバック条項を適用するための付随契約
- ISDA プロトコルへの批准によるフォールバック条項の広範な利用が望ましい。FSB も、「プロトコルの広範かつ早期の批准を強く推奨する。」旨、声明を公表している。
- なお ISDA プロトコルへの批准は、あくまでもフォールバック条項の適用であり、LIBOR 公表停止問題への基本的な対応としては、代替金利指標への早期の「移行」が重要である。